

# ホームページ作成上のガイドライン

## (ガイドラインの目的)

第1条 このガイドラインは、社団法人 京都市保育園連盟（以下、「連盟」という。）ホームページについての管理運営に関して必要な事項を定める。

## (連盟ホームページの目的)

第2条 連盟ホームページは連盟及び加盟保育園（以下、「会員園」という。）の情報公開と広報を目的として、次の事項に関する情報を発信する。

1. 連盟の組織概要、施設概要、活動内容等
2. 会員園の情報
3. 保育園での生活や、入園手続等の情報
4. 会員園に有用な情報
5. その他、子育て支援に関する情報

## (管理責任)

第3条 連盟ホームページに掲載された情報については連盟が責務を負うものとする。

## (運営担当)

第4条 連盟ホームページの運営に関する事項は連盟の保育メディア部会が担当する。

## (日常管理)

第5条 ホームページの日常管理は次の各号のとおりとする。

1. 通常の管理は、連盟事務局並びに関係委員会が行う。
2. 第6条に抵触する事項が発見された場合は、直ちに掲載を中止する。
3. IDやパスワード等については適切に管理し、周知は必要最小限とする。

## (掲載内容)

第6条 掲載内容は、人権・個人情報の保護、著作権・肖像権・知的所有権を順守して、次の各号に掲げる内容はホームページに掲載しない。

1. 公序良俗に反するもの
2. 個人が特定できる情報や画像で、本人（児童の場合は本人の保護者）による承諾書が得られないもの
3. 著作権の存在するもので、著作者（児童の場合は本人の保護者）による承諾書が得られないもの
4. 他人の誹謗・中傷等につながるもの
5. 営業又は売名を目的とするもの
6. 政治活動又は宗教活動に関するもの
7. その他、掲載に不適切と判断するもの

第7条 掲載内容について何らかの指摘を受けた場合は、速やかに関係委員会で協議をして、適切な措置を講じる。

(ホームページ公開の手順)

第8条 ホームページ公開の手順は次の各号のとおりとする。

1. 法人の果たすべき情報公開については、役員会で検討し、理事会の承認後掲載するものとする。
2. 求人情報の掲載
  - (1) 求人情報については所定の様式を事務局に提出し、それに基づき掲載を行う。
3. 他の情報の掲載
  - (1) 各委員会において公開が決定された内容は、保育メディア部会に提出するものとし、その適否は保育メディア部会が選別する。
  - (2) 保育メディア部会により選別された内容のうち、会員専用ページに掲載する内容で、必要がある場合には、役員会・理事会に報告し、又、一般ページに掲載する内容については役員会・理事会の承認を得るものとする。

(閲覧者に対する技術的配慮)

第9条 不特定多数の閲覧者の閲覧環境に対応するため、次の各号を考慮してホームページを作成・管理する。

1. 文字情報はわかりやすい大きさや配色を考慮して、一定の様式に準拠する。
2. 図や写真は適切な大きさ・容量に加工して用いる。
3. 音声は必要以上に多くしたり長くしたりしない。
4. その他、閲覧環境が限定される技術は用いない。

(リンク)

第10条 ホームページのリンクについては、次の各号のとおりとする。

1. 連盟ホームページから他のホームページにリンクする場合は、リンク先の承認を得るものとする。
2. 他のホームページから連盟ホームページにリンクを求められた場合は、事務局が内容を確認した上で対応する。

(ガイドラインの公開)

第11条 本ガイドラインはホームページ上に公開するものとする。

(規定の見直し)

第12条 このガイドラインに変更を要する事項が生じた場合は、理事会の承認を得るものとする。

附則

第1 この要領は、平成19年12月17日から施行する。

第2 この要領の一部改正は、平成22年10月12日から実施する。